

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

奈半利町は、高知県東部に位置し、中核市高知市から東へ約 60 k m、高知龍馬空港から車で 1 時間足らずの太平洋に面した温暖なまちである。かつては、町の西端を流れる奈半利川の河口で海運業が営まれ、近隣の山々から集められた魚梁瀬杉やヒノキなどを船で関西方面に運搬するなど大変栄えたまちであった。町内には、204 の事業所（令和 3 年経済センサス-活動調査-）があるが、それらは町内全域に立地している。産業は、農林水産業・製造業・小売業・サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えている状況である。産業全体の総生産額が約 90.0 億円のうち第 1 次産業が 5.0 億円、第 2 次産業が 25.6 億円、第 3 次産業が 59.4 億円（第 3 期奈半利町まち・ひと・しごと創生総合戦略）であり、事業所の大半は中小企業が占めている。産業別就業者の割合では、第 1 次産業が 17.0%、第 2 次産業は 17.1%、第 3 次産業は 65.9%（令和 2 年度国勢調査）となっている。

近年、人口は減少傾向で高齢化が進み生産年齢人口も減少しており、今後もその傾向は続くと思込んでいる。

また、町内の中小企業数においても減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、町内企業が行う地域経済振興対策等に係る補助事業等を講じてきたが、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくとする取り組みを支援していくことが重要である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体となり、経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 3 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

奈半利町の産業は、農林水産業、製造業、小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

奈半利町の産業は、町内全域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、奈半利町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

奈半利町の産業は農林水産業、製造業、小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、町の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月21日から令和9年6月20日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。